

# 平成 26 年度特別監察報告書

平成 27 年 12 月

国土交通省大臣官房監察官室

## 目次

第 1 監察事項及び対象機関 .....	1
第 2 対象機関毎の担当監察官及び現地監察実施期間 .....	2
第 3 監察結果 .....	3
I. はじめに .....	3
II. 報告 .....	4
1. 趣旨 .....	4
2. 再発防止対策 .....	4
3. 入札談合等関与行為に係る再発防止対策の取組状況 .....	5
(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組 .....	5
(2) 事業者・OB との接触・対応 .....	12
(3) 機密情報管理の徹底 .....	17
(4) 応札・落札状況の分析 .....	22
III. 推奨事例 .....	24

## 第1 監察事項及び対象機関

平成26年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

### (1) 監察事項

入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証

### (2) 対象機関

全地方整備局及び北海道開発局において抽出した事務所等

## 第2 対象機関毎の担当監察官及び現地監察実施期間

対象機関	担当監察官	実施期間
北陸地方整備局 黒部河川事務所	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 山田 祐三 監察官 荒木 佑馬	平成26年 5月12日から 5月14日まで
東北地方整備局 仙台河川国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 山田 祐三 監察官 高橋 宏幸	平成26年 6月5日から 6月6日まで
関東地方整備局 甲府河川国道事務所	総括監察官 稗田 昭人 上席監察官 山田 祐三 監察官 榑原 佳広	平成26年 7月25日及び 7月31日
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	総括監察官 稗田 昭人 上席監察官 山田 祐三 監察官 高橋 宏幸	平成26年 8月21日及び 8月29日
北海道開発局 旭川開発建設部	総括監察官 稗田 昭人 上席監察官 山田 祐三 監察官 小澤 雅幸	平成26年 10月2日から 10月3日まで
中部地方整備局 高山国道事務所	総括監察官 稗田 昭人 上席監察官 山田 祐三 監察官 瀧口 茂隆 監察官 笠置 泰平	平成26年 11月12日から 11月13日まで
九州地方整備局 熊本河川国道事務所	総括監察官 稗田 昭人 上席監察官 山田 祐三 監察官 榑原 佳広	平成26年 11月19日から 11月20日まで
四国地方整備局 大洲河川国道事務所	総括監察官 稗田 昭人 上席監察官 山田 祐三 監察官 笠置 泰平 監察官 荒木 佑馬	平成26年 12月15日から 12月16日まで
関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所	総括監察官 稗田 昭人 上席監察官 山田 祐三 監察官 野澤 良一 監察官 関 宏治	平成27年 1月14日及び 1月20日
中国地方整備局 営繕部	総括監察官 稗田 昭人 上席監察官 山田 祐三 監察官 高橋 宏幸 監察官 笠置 泰平	平成27年 1月27日から 1月28日まで

### 第3 監察結果

#### I はじめに

平成24年10月17日、公正取引委員会は、国土交通省に対し、高知県内における国土交通省（高知河川国道事務所、土佐国道事務所）の土木工事発注に関し、両事務所の副所長が建設業者代表取締役社主に対し総合評価点数等を教示していたことについて、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行い、同日、これに加えて、改善措置要求が今回で三度目になることを踏まえて、国土交通省全体として再発を確実に防止するために効果的な改善措置を求めるとした要請を行った。

このような事態を受けて、発注業務を担う職員を含む全職員が、改めて綱紀の厳正な保持に万全を期すとともに、省を挙げて再発防止対策を徹底して行うことが必要であるが、それと同時に、これまでのコンプライアンスの取組では今回の不正行為を防止することにつながらなかったことを踏まえ、これまでの監察を検証し、再発防止対策の実効性が上がるよう改善していくことが必要とされた。

このため、平成25年度から、事前に書面監察を行った上で現地監察を行う定期監察に加え、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により抽出した事務所等を対象とし、平生の取組を抜き打ちで監察することにより、現場レベルにおける再発防止対策の定着状況や問題点を把握し、改善の動機付けを行うこととした。

なお、本報告書は監察実施期間における監察内容を踏まえたものとしているが、現地監察実施後、各監察対象機関において順次適切な措置を講じている。

## Ⅱ 報告

### 1. 趣旨

平成 24 年 10 月、高知県内の直轄事務所における入札談合等関与行為に対する公正取引委員会からの改善措置要求とともに、省全体としての改善措置を求める要請を受けたことを踏まえ、国土交通省では、平成 25 年 3 月に「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」をとりまとめた。

本報告書では、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、毎年度、一定の事務所を抽出して本省主導により抜き打ちの特別監察を実施することとしている。

このため、平成 25 年度に引き続き本年度においても、地方整備局及び北海道開発局の事務所等を対象とし、再発防止対策の実施状況を抜き打ちで点検し、問題点の把握及び改善の動機づけを行うことにより、入札談合等関与行為の再発を確実に防止するための取組を促すことを目的とした特別監察を実施した。

### 2. 再発防止対策

国土交通省としては、高知県内の入札談合事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

具体的には、再発防止対策検討委員会による事象の要因・背景の分析を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を職員個人の責任に委ねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくとともに、高知県内の入札談合事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとした。

#### 1 コンプライアンス推進の強化

- (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
- (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置
- (3) 違法性の認識に関する研修の徹底
- (4) 意識改革に向けた取組
- (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

- (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価
- 2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底
  - (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
  - (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用
  - (3) 情報管理の徹底
- 3 ペナルティの強化
  - (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ
  - (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化
- 4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証
  - (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
  - (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化
  - (3) 抜き打ち本省特別監察の実施
  - (4) 談合疑義案件に対する厳正な対応
- 5 再就職の自粛要請
- 6 再発防止対策の周知

特別監察では、事務所等における再発防止対策の実施状況を点検・検証する観点から、特に1(3)～(5)、2(1)(3)、4(2)に重点を置き、監察を行った。

### 3. 入札談合等関与行為に係る再発防止対策の取組状況

#### (1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組

##### ① 監察結果

高知県内事案報告書では、研修等コンプライアンス意識の高揚に関し、以下の再発防止対策が求められている。

- 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
  - 違法性の認識に関する研修の徹底
  - 不当な働きかけに対する報告の徹底
- など

監察の結果、各地方整備局及び北海道開発局（以下「地方整備局等」という。）では、コンプライアンスに関する組織体制を整備し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度計画であるコンプライアンス推進計画を策定していた。監察を行った地方整備

局等の事務所等（以下「事務所等」という。）では本局の定めたコンプライアンス推進計画に基づき、違法性の認識に関する研修や職員の意識改革に向けた取組を進めるとともに、コンプライアンス推進本部に事務所等の取組を報告し、再発防止対策の検証・指導・改善を行う仕組みが設けられていた。

また、事務所等では、違法性の認識に関する研修の徹底等のため、コンプライアンス・ミーティング、コンプライアンス研修、各種講習会等を開催し、具体の事例を基にしながら、意見を出し合うグループ討議等を取り入れるなどの工夫をしていた。

各事務所等における監察結果は以下のとおりであった。

#### （北海道開発局旭川開発建設部）

- ・ 部長は、コンプライアンスについては、自分たちが社会的使命を負っていることを自覚して物事に当たることが大事と考えていた。また、職員に対しては、コンプライアンスのチェックを全て細かくやることは困難であるので、しっかり自分たちで考える時間をつくることと、特別意識することなく身につけていることが重要だと呼びかけているとのことだった。
- ・ 旭川開発建設部コンプライアンス推進計画推進プログラムを策定し、旭川開発建設部独自の取組を含めて、各課・事務所の課題を抽出して、きめ細かく実行していた。旭川開発建設部独自の取組として、例えば、過去の重大な不祥事について再発防止対策等を含めた資料を作成し、情報共有していた。
- ・ 部長、次長クラスが手分けをして、年に1度は9つの事務所・事業所を訪問し、本音を言える少人数のミーティングを数多く実施していた（第1・第2四半期で参加人数142名）。訪問は、それぞれの幹部が、事前に本局のコンプライアンス通信などを基にテーマを考え、今年度は「良い仕事と気づき」、「報・連・相」及び「防災」をテーマとして風通しの良い職場の大切さ等についてそれぞれ工夫して行われていた。

また、コンプライアンスに関する研修・学習では、事業への理解を深め、開発局の使命を実感させることにより、担当職員の位置づけや必要性の理解、士気の高揚を図ることを目的に32名が参加して現場見学会が実施されていた。

#### （東北地方整備局仙台河川国道事務所）

- ・ 所長は、当事務所は、実効ベースで1000億円規模になる大きな事業の執行を担当する中、コンプライアンスについては、知識だけにとどまるのではなく、職員がしっかり認識できるよう、繰り返し周知徹底していくことが大切であると考え、官以上が出席する朝会で月1回程度、また、年3回開催される綱紀肅正対策委員会において、繰り返し周知徹底



を行っていききたいとの決意を述べた。

- また、所長は、「情報セキュリティ」についても重視しており、本局のeラーニングの中の「情報セキュリティ」関係の部分を事務所全職員に、最低年1回受講させる取組を、事務所独自で行っている。これについては、局全体においても水平展開してはどうかと事務所長会議の場でも提案しているとのことであった。
- 一方で、所長は、コンプライアンスの本来の趣旨から言って、業者とのコミュニケーションを萎縮するようなことがあってはならないと考え、事務所長がしっかり責任を取りつつオープンな形で、コミュニケーションを図っているとのことであった。
- 今年度の綱紀粛正対策委員会については、5月末に第1回の委員会を開催し、不当な働きかけに対する対応を含めた発注者綱紀をはじめ、パワーハラスメント問題やパソコンの業務外使用に関してなど、綱紀粛正全般について議論したとのことであった。  
今後、年末、年度末の節目に、合計、年3回開催することとしている。  
コンプライアンス・ミーティングについては、年2回の開催を予定している。昨年度の実績から見ても各職員の業務との調整に苦慮したことも踏まえて、今年度もミーティングの効果が上がるよう、様々に工夫して、開催していききたいとのことであった。
- 今年度、局のコンプライアンス推進計画に新規に掲げられた「コンプライアンス講習会」については、遠方の出張所の職員にも過度の負担なく受講の機会を確保できるように、出張所を4~5のグループに分けて、事務所に3名いるインストラクターが出向き、講習会を開催する予定とのことだった。  
また、今年度、事務所のインストラクターを1名増員する予定であるとのことであった。

#### (関東地方整備局甲府河川国道事務所)

- 所長は、コンプライアンスについては、非常に大切であると考えており、関東地方整備局職員行動基準に従って、職員1人ひとりが全体の奉仕者としての立場や自らの職責を認識するとともに、単なる法令遵守に止まらず誇りと自覚を持って地域にとって必要な業務に取り組むという考え方を職員に浸透させるよう心がけていた。
- また、所長は、コンプライアンスは、当たり前のことであるが、事務所職員にいろいろな機会を捉えて文字や言葉で伝えることが重要と考えていた。
- 事務所では、職員のコンプライアンスに対する意識改革の徹底を図るため、コンプライアンス講習会を6月23日に実施し、業務多忙により出席できなかった職員にもテキストを配布し、フォローするとともにセルフチェックのためのアンケートについても実施したとのことであった。  
今後、年末、年度末の節目に、合計、年3回開催することとしている。
- コンプライアンス・ミーティングについては、年2回の開催を予定している。昨年度の実績から見ても各職員の業務との調整に苦慮したことも踏まえて、今年度もミーティン

グの効果上がるよう、様々に工夫して、開催していきたいとのことであった。

#### (関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所)

- ・ 所長は、コンプライアンスについては、「関東地方整備局職員行動基準」がしっかり作られているため、基本的にはこれを遵守することに尽きるが、国民全体の奉仕者ということのを忘れず、民間と連動した事業をしているので、毅然とした態度が重要であるとのことであった。また、コンプライアンス自体は、3つのことに留意しているとのことで、1つ目は、仕事をする上のルールとなる正しい知識を持っていること、2つ目は、単身者が多い職場なので、余暇にクラブ活動をいっしょにやることを推進し、何でも言える職場、風通しの良い職場をつくりたいとのこと、3つ目は、外部との接触ルールを徹底させるということで、所長室を移動することにより、業者との付き合い方を見直す機会とした。
- ・ 鹿島港湾・空港整備事務所においては、コンプライアンス講習会やコンプライアンス・ミーティングなどを「業者との接し方」「漁業関係者との飲食」等をテーマとして四半期ごとに開催しており、また、事務所独自の取組として、12月の倫理週間に合わせて、セクハラや倫理等について資料を作成して総務課長が講習を行ったとのことであった。鹿島港湾・空港整備事務所独自の取組を含めて、事務所の課題を抽出して、きめ細かく実行していた。

#### (北陸地方整備局黒部河川事務所)

- ・ 所長は、北海道開発局時代にコンプライアンス問題に取り組んだ経験を踏まえて、まずこの事務所においても、幹部を先頭に職員の意識を高めることが大事と考えていた。そのため、具体的に、昨年度の7月に事務所幹部(両副所長、契約担当である総務課長)を対象とした勉強会を実施し、9月には所全体の講習会を開催していた。それは、幹部はコンプライアンスのことを言うからには、まず自分たちの意識を高めることが必要であると考えることである。所長は講師として北海道でどんなことが起きたか赤裸々な部分も含めて具体的に話すことにより、職員の心にしっかりと伝わるように心がけていた。
- ・ 北海道のコンプライアンスの取組は、最初は、あれはダメ、これはダメという「内部統制」が強調されたが、次第に幹部を含めて意識を高める「組織風土を変革」ということに変わってきた。
- ・ 黒部でもそうであるが、コンプライアンスに取り組む「目的」を職員全体で共有することが重要である。「目的」は何かといえば、それは「信頼」である。国土交通省あるいは黒部河川事務所が国民や地域からの「信頼」を確保すること、あるいはコンプライアンス上の不祥事が起きた場合には、失墜した信頼を取り戻すことが大切である。それには悪いことをしないことは勿論であるが、やるべき仕事をきちんと行い、効率化して前向きにパフォーマンスを発揮していくことが信頼につながると考えている。そういう積極的な面も含めて「信頼」を確保していくことの重要性を強調していた。

- ・ 今年度においても、現在のところ9月には事務所全体の勉強会を、また、それに先立ち幹部の勉強会を近々に開催することを企画していた。

#### (中部地方整備局高山国道事務所)

- ・ 所長は、コンプライアンスについては、基本的に中部地方整備局の推進計画に則って行っているが、高山国道事務所では、所管している面積も広く、雨や雪等による災害も多い。そういう意味でも建設業とタッグを組んで行っていかなければいけないし、人口の約1割が建設業に従事しているという主要な産業である点が高知と状況が似ているところで身近にそういった危険性をはらんでいると感じているとのことであった。

また、職員に対しては、他の事務所より高知談合事案のようなリスクは高いと思っているので、できるだけ気をつけるよう意識をもって仕事をしてほしいということと、事業者に対しても事あるごとにコンプライアンスについて話をさせてもらっているとのことであった。さらに、職員が追い込まれないような環境づくりが重要と考えていた

- ・ 高山国道事務所コンプライアンス推進室を平成25年5月に設置し、コンプライアンス・ミーティングを四半期ごとに倫理を中心とした綱紀保持などをテーマに重点を置いて年4回実施していた。また、本局の適正業務指導官によるコンプライアンス出前講習会では、事務所職員が「何か問題が発生したときは、決して個人で抱え込まず、組織として対応することが重要」と再認識できたとのことだった。

#### (近畿地方整備局和歌山河川国道事務所)

- ・ 所長は、直轄事業として実施する堰の改修や、来年度に開催される国体に関連し、道路の開通路線を3路線抱えていることから、和歌山の地域としては、まず地元の国土交通省の直轄事務所に対する期待や信頼が非常に大きいと感じているとのことであった。そういった期待というものも、日頃の信頼の上に成り立っているものなので、コンプライアンスに限った話ではないが、これがひとたび違反あるいは、疑われるようなことになると信頼関係が崩れ、我々の業務自体が根幹から崩れることになるので、非常に重要であると考えていた。
- ・ 所長は、常々朝会等の中で、地域から非常に感謝されていることを1つみんなに直接伝えるようにしており、また、コンプライアンスの話題になったときには、高知の事案の時もそうだったが、個人に相当の責任追及があること、家族を路頭に迷わせることになるということを認識して判断するよにということをお願いしているとのことであった。
- ・ 事務所では、コンプライアンスに対して工夫していることとして、所長室はいつでもドアを開けてどんな案件でも職員1人ひとりが個人で悩まないよういつでも相談できる状況にするように心がけているとのことであった。
- ・ コンプライアンス・ミーティングについては、年4回の開催を予定している。職員が普段疑問に感じていることなどについて、ざっくばらんに意見交換が行われているとのこ

とであった。

#### (中国地方整備局営繕部)

- ・ 部長からは、コンプライアンスについては、中国地方整備局全体でコンプライアンス推進計画を定めていて、営繕部もそれに則って行っているとのことであった。また、中国営繕部は平成 18 年に汚職事件が発生したことから、日頃から職員と事業者との接触には気を遣っているとのことであった。談合という観点からは、地元の業者と職員が外で接触することは、職員の職場が広島と岡山に限定されるので結果として接触しにくい環境にあるとのことであった。
- ・ コンプライアンス・ミーティングについては、中国地方整備局コンプライアンス推進計画に基づき、局の方針に従って実施しているが、営繕部の基本的考え方として、営繕部の NO.1、NO.2 である営繕部長、営繕調査官のどちらかが出席して意見交換するようにしているとのことであった。また、職員の出席率については、毎回 100%の参加率であった。
- ・ さらに、岡山営繕事務所のコンプライアンス関係については、岡山には国土交通省の事務所が 5 つあり、他の事務所でコンプライアンス出前講座を行うときに一緒に参加しており、連携して対応しているとのことであった。

#### (四国地方整備局大洲河川国道事務所)

- ・ 所長は、コンプライアンスについては、職員の中の風通しを良くすることが大事で、何かあった時には上司にすぐ相談できる体制になっていることが重要であり、そういう意味でも常日頃からコミュニケーションをとっておくことが大事であるとのことだった。
- ・ 大洲河川国道事務所はコンプライアンス推進室を立ち上げて、コンプライアンス・ミーティングを毎月実施していた。大洲河川国道事務所独自の取組として、局から提供される資料に加え、事務所独自の参考資料を添付するなど、工夫してひと手間加えた資料を作成し、情報共有していた。また、コンプライアンス・ミーティングにおいては職員からは、対外的な問題では、個人で抱え込まず組織で対応することといったことや個人個人で法令順守することも大切だが、違反行為を防止する体制を作っていくことが重要といった意見が聞かれたとのことだった。
- ・ また、大洲だけではないが、愛媛地区の直轄事務所がコンプライアンスについての取組を情報交換する場として「愛媛地区コンプライアンスブロックワーキング」を事務所持ち回りで実施していた。

#### (九州地方整備局熊本河川国道事務所)

- ・ 所長には、過去に在籍した事務所の部下が予定価格を業者に教える贈収賄事件や、本省建設経済局の機械課のときの同僚がダムの水門談合に関わったとの経験があった。国土交通省の仕事は、地元の首長さんなど関係者との信頼関係が重要で、本人も悲惨な状況に

なるので、このようなことを起こさないよう組織的に地道に継続した取組が必要とのことだった。

- ・ 職員に対しては、悪いことを行うと必ず発覚するし、刑事罰の対象や懲戒処分となることを朝会などを通じて注意喚起することにより、周知徹底していた。また、建設業協会との対応は、所長自らが行っているとのことであった。さらに、電気、機械の職員に対しては、組織として課題を共有し個人を孤立させないようにマネジメントしていく取組が重要と考えており、ノーチェックの環境とならないように心がけて仕事をしているとのことであった。
- ・ 熊本河川国道事務所では、事務所のコンプライアンスの年間計画を策定し、年度当初の朝会でオーソライズしているとのことであった。コンプライアンス・ミーティングは、四半期ごとに予定されており、実施された第2四半期までの実績では、主に倫理関係や実際にあった過去の事例などをテーマに行われていた。また、出席した職員の意見においても、「倫理意識・コンプライアンス意識の徹底」に加え、「個人のモラルの向上」や「悩んだら上司に相談する」「報告しやすい職場環境を作る」といった意見が出されたとのことであった。

## ②今後の課題等

研修やコンプライアンス・ミーティング等の職員の意識の高揚に係る取組について、マンネリ化を防ぎながら継続的に進めていくためには、使用する教材やグループ討議における指導者育成について継続的に工夫していくことが必要と考えられる。

また、国土交通省全体としてコンプライアンスの取組を効果的に進めていくためには、事務所等における以下のような推奨事例を他の地方整備局等や事務所等に横展開していくことが重要である。

<推奨事例>

- 関東地方整備局職員行動基準（関東地方整備局）
- コンプライアンス推進計画推進プログラム（北海道開発局旭川開発建設部）
- 過去の不正事案に係る詳細な記録の整理、職員間での共有（北海道開発局旭川開発建設部）

## (2) 事業者・OB との接触・対応

### ① 監察結果

高知県内事案報告書では、事業者・OB との接触・対応に関し、以下の再発防止対策が求められている。

- 意識改革に向けた取組  
など

監察の結果、副所長室の相部屋化やオープンな場所で打合せの実施に向けた取組が進められており、監察を行った全ての各地方整備局及び北海道開発局の事務所等において、高知県内事案報告書に定められた再発防止対策が徹底されていた。

一方、事業者・OB との対応について受注の挨拶等に限定した結果、災害時対応等非常時における迅速な対応を懸念する事務所等があった。

各事務所等における監察結果は以下のとおりであった。

#### (北海道開発局旭川開発建設部)

- ・ 事業者との接触ルールについては、年度当初に、一般社団法人旭川建設業協会に対し、コンプライアンス推進計画の取組や事業者との接触ルール等について説明し、協力を要請していた。
- ・ OB の訪問については、挨拶等がほとんどであるとのことであった。
- ・ 次長室等の相部屋化については、今年度末には相部屋化が完了するとのことだった（平成 27 年 2 月に工事が完了し、現在は措置済みである）。
- ・ 部長・次長に対する訪問者については、総務課において定期的に来客状況の整理・確認を行っていた。
- ・ 事業者とのコミュニケーションについては、建設業協会と例年 6 月と 11 月に年 2 回意見交換会を行い、直近のものでは、資材の高騰、労働者不足、建設業の魅力アップ等が話題となったとのことであった。

#### (東北地方整備局仙台河川国道事務所)

- ・ 事業者・OB との接触については、1 日当たり平均して 3～4 組来所している。事業者等の来訪の際にも、事務所長室、または、相部屋の副所長室の部屋で、立ったままの対応を原則としている。基本的には、来る者は拒まず、オープンな形を確保しつつ、話を聞く対

応を行っているとのことであった。

また、災害対応時等の業界との連携については、建設業協会との意見交換会や安全協議会等を通じて、事業者とのパイプはできているとのことであった。

- ・ 昨年の定期監察時に、「東北地整においては、業界と率直な意見交換を実施しており、オープンな形でコンプライアンス上問題の無い形を取っている」とのことであったが、仙台河川国道事務所（以下「仙台事務所」という。）においても、同様の姿勢で臨んでいる。
- ・ 特に、最近の不調問題については、業界との率直な意見交換を通して、情報を集めないで発注業務を円滑に進められないため、平均すると月一回程度、協会の支部長会社等数社を所長室に招き、副所長や担当課長と一緒に、各社個別に本音の話を聞いている。その中で、例えば、一口に技術者不足が原因と言っても、単価に問題があるのか、工期の余裕に問題があるのか等きめ細かくヒアリングを行い、必要なものは本局に報告し、実効性のある施工確保対策に結び付けているとのことであった。

#### （関東地方整備局甲府河川国道事務所）

- ・ 事業者・OB との接触については、所長、副所長の場合、事務所 1 階総合受付でアポイントメントをとった上で、事務所長室又は副所長室（3 副所長について、昨年 8 月に相部屋化）に案内し、相手方については全て「接触記録簿」に記録していた。また、その他の職員については、総合受付で受付を行った上で、1 階の応接コーナー（オープンスペース）において複数で対応していた。いずれの場合も、あいさつ程度がほとんどであるとのことであった。
- ・ 山梨県建設業協会との意見交換会は、例年、局と合同のものを夏に、また、事務所単独のものを秋頃に開催しており、現場の対応などが話題となったとのことであった。
- ・ 特に、最近の不調不落問題については、昨年度で 30 件程度であり、例えば、道路の場合、県下で現場が複数箇所となり範囲が広い維持管理業務や、額が小さい業務について敬遠される傾向があるとのことであった。

#### （関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所）

- ・ 所長は、就任した際に、所長室を 1 階から 2 階に移すとともに、立入禁止の張り紙を掲示するなど、立入禁止エリアを明示した。このねらいは、外部との接触ルールを強化していることを外形的に示したものである。
- ・ この取り組みは、当初、業者の方から不満の声が聞かれたが、粘り強く説明し意識の改革が定着してきている。一方、来客用に待合室やオープンな環境のミーティングルームを準備し、居場所の確保をするとともに、立入禁止エリアへの進入を抑止している。オープンな場所で複数での対応は概ねなされている。
- ・ 事業者・OB の訪問は、あまり頻繁でなく、ほとんどが挨拶であり立ち話ですませている。東京から離れた場所なので、来客は、副所長以下ほぼ全関係者と顔を合わせる。

- ・ 副所長 2 名は、それぞれ執務室に席を設けており、いわゆる大部屋化の対応を平成 22 年度より実施している。
- ・ 業界との意見交換は、日本港湾建設協会連合会、埋立浚渫協会という港湾の 2 団体と定期的に意見交換会を設けている。開催方法は、事務所の会議室を使用し課長級の職員が参加している。議題は、作業船の維持に関することなど本局に要望する内容についてである。

#### (北陸地方整備局黒部河川事務所)

- ・ 事業者との接触については、6 月に富山県内の事務所と富山県建設業協会との意見交換会、9 月に北陸青年会議が開催され、局の企画部長が講演し、その後意見交換会、12 月に富山県内の事務所長と富山県建設業協会との意見交換会が開催されており、そのような場を通して、例えば、現在業界が抱えている人手不足、資材不足、若い人の定着が課題となっているなどの問題について率直な発言があり、各事務所においても現場見学等の取組の事例について紹介するなど、実質的に意義のある意見交換を行っている。
- ・ 事務所を訪問する事業者の方は、平均すると 1 日当たり 1～3 業者であるとのことであった。
- ・ OB との接触については、防災エキスパート 11 名の方々を中心に事務所の防災機能の向上、若手職員の知らないことを含めて、参考意見を聞くなど年 1 回有意義な意見交換会を開催している。また、必要な情報交換については、コンプライアンスを理由に萎縮することを所長としては当初心配していたが、昨年 8 月には副所長室の奥の間のドアを撤去し、担当者も一緒に話を聞くなど適切なルールの下に過度に萎縮すること無く行っているところであると認識している。

#### (中部地方整備局高山国道事務所)

- ・ 下呂、高山、吉城の各建設業協会に対し、意見交換会等の場をとらえてコンプライアンス推進計画の取組や事業者との接触ルール等について説明し、協力を要請していた。
- ・ OB の訪問については、挨拶等がほとんどで、1 日当たり 2～3 名程度であるとのことであった。
- ・ 副所長室の相部屋化については、平成 26 年 3 月に相部屋化が完了されていた。
- ・ 事務所への入所の際は、2 階の総務課の受付で手続きをとり、「入室証」を受け取るシステムとなっていた。
- ・ 所長・副所長に対する訪問者については、所長室へは総務課において用件を伺い、案内を行っていた。また、副所長室では、あいさつは部屋の入口で対応しており、打合せが必要な場合は室内のテーブルで行い、話の内容も新しい技術の説明がほとんどとのことであった。
- ・ 事業者とのコミュニケーションについては、下呂、高山、吉城の各建設業協会と合同やそれぞれのものを含めて、年 1～2 回意見交換会を行い、直近のものでは、事務所の予算



や事業展開等が話題となったとのことであった。

#### (近畿地方整備局和歌山河川国道事務所)

- ・ 事業者・OB との接触については、事務所庁舎が、執務室内に入るには、電子媒体のカードを入り口ドア近くの機器に接触させないとドアが開かない構造となっていることから、来客があった場合には、3階の総務課の窓口で呼び出してもらい、呼び出された本人がドアのところまで出向いてその場で対応している。また、話が長くなるものであれば、ドアの外側に用意されている応接スペースで対応し、基本的には外部の人を執務室内に入れることはないとのことであった。なお、技術の副所長室は業務効率化等の観点から各担当事業課が入っているフロアに副所長室を設置しているため、1人で一部屋となっている河川の副所長室を他の副所長室と相部屋化することは困難であるとの説明であった。このため、事業者が執務室に自由に出入りできないようセキュリティを確保するとともに、副所長室のドアを撤去し、中が見える状態にしているとのことだった。また、所長室の隣にある事務の副所長室は、建物の構造上相部屋化することが困難であるため、普段は総務課内に設けた席で勤務することとし、副所長室は職員の相談事や人事案件など限られた場合に使用しているとのことであった。
- ・ 所長への来客の頻度としては、1日当たり平均して1~2組とのことであった。
- ・ 和歌山県建設業協会との意見交換会は、例年、本局の仕切りで秋に開催している。現在和歌山では国体を目指して事業を行っており、いろいろな業者が現場に入っているため、工期の余裕がない中で調整が難しいが、クレームで工事が止まることもあるので、もっと余裕を持って工事ができないかというようなことが話題となったとのことであった。
- ・ 特に、最近の不調不落問題では、不調が発生した工事については、次の発注について参考とするために業者からヒアリングを行っているとのことであった。

#### (中国地方整備局営繕部)

- ・ 営繕部長による事業者・OB との応接は、あいさつがほとんどであるが、計画課を通じた事前の予約を必要としているとのことであった。営繕部長が部長室で応接するときには、ドアを開放するようにし、個別案件については話をしないという対応をしているとのことであった。
- ・ その他職員による事業者等との応接は、既発注工事の打合せなどが主たる内容で、オープンな打合せコーナーで行っているとのことであった。なお、事業者等に対しては張り紙等によって当該打合せコーナー以外への立ち入りを禁止しているとのことであった。
- ・ 地元の工事業協会を含む事業者団体との意見交換会には営繕部長や課長級職員ができる限り出席し、事業者団体との間で不調不落の原因などについて意見交換をしているとのことであった。
- ・ 事業者団体以外にも、例えば指名競争入札でも不調となってしまった工事における指名

業者に対して、その原因を追究するため、コンプライアンスに配慮した上で、個別的なヒアリングを実施しているとのことであった。

#### (四国地方整備局大洲河川国道事務所)

- ・ 事業者との接触ルールについては、あいさつは執務室外で対応し、アポイントメントが取れている場合には、対応スペースにおいて複数で対応しているとのことだった。
- ・ 事業者・OBの訪問については、挨拶等がほとんどで、1日当たり2～3組程度とのことであった。
- ・ 副所長室の相部屋化については、平成25年12月に相部屋化は完了しているとのことだった。
- ・ 事業者とのコミュニケーションについては、愛媛県建設業協会と愛媛県内の直轄の事務所が合同で年1～2回開催しているとのことだった。また、大洲河川国道事務所管内の「大洲喜多地区」、「八幡浜地区」、「西予地区」、「宇和島地区」、「愛南地区」という5地区の建設業協会については不定期に必要なに応じ意見交換会を行っているとのことであった。これらの意見交換会においては、これから先の事業展開や整備の方向性などが話題となったとのことであった。

#### (九州地方整備局熊本河川国道事務所)

- ・ 建設業協会とは年度当初は事業概要の説明、6月に本局主催の意見交換会を行っており、協会からの要望事項についても意見交換を行っているとのことであった。
- ・ 事業者・OBの訪問については、挨拶等がほとんどで、1日当たり2～3組程度とのことであった。
- ・ 副所長室の相部屋化については、平成25年度末に相部屋化は完了しているとのことだった。
- ・ 所長・副所長に対する訪問者については、2階の所長・副所長室前の受付で対応しており、新技術の営業などの場合は、担当課長と一緒に複数で会議室において対応しているとのことであった。

## ②今後の課題等

事業者・OBとの接触ルールの明確化・徹底のため、地方整備局等においては、災害時の迅速な対応や、一者応札や不調・不落の要因等の把握のため、今後とも、透明性を維持しつつ、事業者等と適切な情報共有・意見交換を実施する機会を確保することが必要である。

また、国土交通省全体として事業者・OBとの接触・対応を適切に進めていくためには、

事務所等における以下のような推奨事例を他の地方整備局等や事務所等に横展開していくことが重要である。

<推奨事例>

○建設業協会に対する協力要請（中部地方整備局高山国道事務所）

### （３）機密情報管理の徹底

#### ①監察結果

高知県内事案報告書では、機密情報管理の徹底に関し、以下の再発防止対策が求められている。

- 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
  - 情報管理の徹底
- など

監察の結果、全ての事務所等において、予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出に係る試行が行われていた。

また、全ての事務所等において、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保、技術提案書における業者名のマスキングが行われていた。技術提案書における業者名のマスキングについては主に品質確保担当課が実施していた。

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法及び管理責任者の体制整備については、全ての事務所等で順次進められていた。

各事務所等における監察結果は以下のとおりであった。

#### （北海道開発局旭川開発建設部）

- ・ 予定価格については、担当が直接工事費を計算し、そのデータを基に担当次長がシステムを使って作成していた。予定価格を知り得るものは次長と部長だけであり、システムにアクセスできるパスワードを知るのも担当次長と事業課の担当課長のみと限定されていた。
- ・ マスキングについては、契約課及び技術管理課で行っているが、開発局においては既に過去から行われており、しっかりと職員の中に定着している取組であるとのことであっ

た。

- ・ 発注者支援業務については、河川工事技術審査業務及び道路事業技術審査支援業務の2件を委託しており、年1回は委託先に赴き、鍵の管理や決められたパソコンで業務を行っているかどうかなど、秘密保持体制の確認を行っていた。

#### (東北地方整備局仙台河川国道事務所)

- ・ 仙台事務所は代表事務所として、他の2管理所の技術審査会も実施しているが、技術審査についてはそれぞれの事務所で行っており、それほど業務量が増えているわけではない。
- ・ 予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者などの機密情報についてはパスワードによりアクセス制限をしている。
- ・ マスキングについては品質確保課で行っており、業務量としては多いとのことであった。入札書と技術提案書の同時提出をする工事については、本省通達上は、マスキングについて必ずしも必要とされていないが、仙台事務所においては、技術審査が恣意的にならないように引き続き業者名のマスキングを行っていた。
- ・ 技術審査業務については委託を行っているが、委託先における秘密管理の体制については、ISO27000の取得などを業務計画書によって確認しているほか、現地において確認を行っている(平成25年度は現地確認を2回実施)。委託先では一定時間離席した場合にはパスワードを入れないとパソコンにアクセスできないようにするなどのセキュリティを導入している。

#### (関東地方整備局甲府河川国道事務所)

- ・ 入札契約に係る機密情報については、情報を閲覧する権限のある経理担当課の職員のみが電子データにアクセスできるよう制限をかけ、管理していた。
- ・ マスキングについては品質確保課の職員のみが業務を担当しており、委託先にはマスキング済みの資料を渡しているとのことだった。
- ・ 発注者支援業務は、工事に係る技術審査を委託していた。委託先に対する秘密保持については、委託先職員が事務所の品質確保課執務室内に来て作業をすることにより、機密情報の持ち出しを防いでいるとのことだった。また、品質確保課執務室は、部外者の立ち入りを禁止することで、機密情報が第三者の目に触れることを防いでいるとのことだった。
- ・ 予定価格調書は、予定価格算出を発注担当課長が出力し、所長が作成しており、封筒に封印したものを経理課の金庫にて開札日まで保管しており、他者の目に触れることはないとのことだった。
- ・ 技術副所長は、設計書(工事原価まで)の審査は行いが、予定価格調書作成には関与しないシステムとなっていた。

#### (関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所)

- ・ 予定価格の作成については、技術の担当課にて積算を行い、それを元に品質管理課長が予定価格調書を作成していた。技術の副所長は、積算の考え方のチェックをするが、予定価格の算定には関与していない。
- ・ 所内の職員でも、入札に関する情報は、アクセス制限を設けて、他の職員が入れないように措置していた。また、入札に関する情報は、アクセスした者がわかるアクセスログが付けられており、アクセスログの内容についても確認している。
- ・ 発注者支援業務について、まず、技術審査補助は外注していない。積算業務補助については、受注者との契約書に守秘義務を謳っている。また、受注者は、パスワード付きのUSBメモリーの使用や暗号化されたデータでの送信を行うなどのセキュリティが確保された通信手段を用いた流出防止体制が取られていた。

#### (北陸地方整備局黒部河川事務所)

- ・ 入札契約に係る機密情報については、情報を閲覧する権限のある職員のみが電子データにアクセスできるよう制限をかけ、管理していた。
- ・ マスキングについては、総務課専門官及び総務課長の2名が業務を担当しており、発注件数が集中する時期においては、担当職員の精神的な負担も大きいとのことであった。
- ・ 発注者支援業務については、資格審査・技術者資格審査業務を委託していた。委託先に対する秘密保持の確認については、業務計画書による秘密保持体制（専用執務室の設置及び入室制限、データへのアクセス制限等）のチェックを行っているが、今後は、必要に応じて、現地での確認も検討したいとのことであった。
- ・ 入札書と技術提案書の同時提出については、平成24年度及び平成25年に各1件を試行していた。今年度からの本格実施にあたっては、試行を踏まえると発注者側の事務作業としては大きな変化はないと考えているが、業者側の負担が増える可能性はあり、今後の状況を注視していきたいとのことであった。

#### (中部地方整備局高山国道事務所)

- ・ 予定価格については、工務課及び管理第二課の各課長が下調べをし、事務所長が、これに基づいて作成した後、封印をした上で経理課の金庫に保管しているとのことであった。副所長は、その検算作業も含め、予定価格の作成業務に全く関与していないとのことであった。
- ・ 評価点及び入札参加業者の情報については、評価点は品確センターを通じて送られ、入札参加業者の情報は当該品確センターがマスキングをしているとのことであった。なお、当該マスキングは入札書と技術提案の同時提出を行う工事以外の全ての工事について実施しているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務については、技術審査業務を委託するなどしているとのことであった。

- ・ 発注者支援業務の受託者の従業員に対する「みなし公務員」規定の適用については、受託者に提示する特記仕様書によって周知しているとのことであった。なお、当該特記仕様書においては、「第 17 条 その他」として「4. 受注者が負う可能性のある罰則等 (1) 本業務に従事する者は、刑法・・・その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。」と記載されていた。
- ・ 発注者支援業務の受託者における行政情報流出防止体制については、当該業務は受託者の業務実施室において実施されているが、写真付きの報告書によってそのセキュリティ等を確認しているとのことであった。具体的には、当該業務実施室は鍵付きの出入り口が設置されており、貸与資料等移送用には鍵付き鞆などが使用され、最終的に関係資料は受託者自身において溶融炉に運搬・投入されて廃棄されているとのことであった。

#### (近畿地方整備局和歌山河川国道事務所)

- ・ 予定価格については、担当が積算システムを使って工事原価まで計算した後、発注担当課長が作成をして所長の決裁をもらうこととしていた。以前は副所長が検算を行っていたが、機密情報を知る者の数を限定するため、平成 26 年 8 月以降は副所長は予定価格の作成に関与していない。また、副所長はシステムにアクセスする権限を付与されていなかった。
- ・ マスキングについては品質確保課で行っており、電子的に自動的にマスキングがされるシステムを用いているため、負担にはなっていないとのことであった。また、入札書と技術提案書を同時提出する工事については、一部の工事のみマスキングをしないことで事務的な誤りが発生しやすいため、従来通りマスキングを行っていた。
- ・ 技術審査業務の委託先には、入札参加資格の確認等のため業者名が入った資料を渡している。このため、みなし公務員となることを十分に認識させるとともに、委託先の執務室におけるセキュリティの確保等について、業務計画書に写真を添付してもらうことにより確認していた。
- ・ なお、応札・落札状況等を踏まえ、事務所内で幹部、職員、委託先を含め、機密情報管理を再徹底することとしている。

#### (中国地方整備局営繕部)

- ・ 予定価格は、整備課の職員が下調べをし、整備課長がこれに経費項目を加えた上で検算し、最終的に営繕部長が確認したうえで局長が作成しているとのことであった。
- ・ 評価点の原案は、技術・評価課が作成し、技術提案書における業者名のマスキングは同課の係長が行っており、マスキングの負担もそれほど過大ではないとのことであった。
- ・ 入札関係の電子データは、担当者以外がアクセスできないフォルダに保管しており、新たに作成したファイルについてもパスワード制限をするなどしているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務の委託は行っていないとのことであった。

#### (四国地方整備局大洲河川国道事務所)

- ・ 工事の予定価格については、発注担当課が下調べをし、各副所長が計算をした後、事務所長が検算しているとのことであった。業務の予定価格については、発注担当課長が計算した後、各副所長が検算をしているとのことであった。四国地方整備局管内においては、このような取扱いが一律でなされていると承知しているとのことであった。
- ・ 入札参加業者の情報については、経理課長及び経理担当がマスキングをしているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務については、技術審査支援業務を委託するなどしているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務の受託者の従業員に対する「みなし公務員」規定の適用については、受託者による担当技術者研修やコンプライアンスチェックシートの活用などを通じて周知しているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務の受託者における行政情報流出防止体制については、業務実施を技術審査専用セキュリティールーム（生体認証による本人確認）内で行うほか、業務データの受渡しにつきセキュリティ型 USB メモリーを使用していることなどを確認しているとのことであった。

#### (九州地方整備局熊本河川国道事務所)

- ・ 入札契約に係る機密情報については、情報を閲覧する権限のある経理担当課の職員のみが電子データにアクセスできるよう制限をかけ、管理していた。
- ・ マスキングについては品質確保課または経理課の職員が業務を担当しているとのことだった。
- ・ 発注者支援業務は、工事に係る技術審査を委託していた。
- ・ 予定価格調書は、請負工事費計算書を発注担当課長が作成し、技術副所長が設計書との確認をし、発注担当課長から経理課長に渡し、それを基に所長が作成しており、他者の目に触れることはないとのことだった。

## ②今後の課題等

機密情報の管理を徹底するためには、今後とも、発注者支援業務の委託先における情報流出対策にも万全を期すべきである。

- 発注者支援業務の委託先における行政情報流出防止体制について、
  - ・ 契約の際の趣旨の徹底
  - ・ 業務計画書の確認

- ・管理体制のヒアリング
  - ・現地確認
- 等を適時適切に実施

また、国土交通省全体として機密情報管理の徹底を進めていくためには、事務所等における以下のような推奨事例を他の地方整備局等や事務所等に横展開していくことが重要である。

<推奨事例>

- 発注者支援業務の委託先における体制の確認（旭川開発建設部）
- 発注事務に関する情報へのアクセス管理（鹿島港湾・空港整備事務所）

#### （４）応札・落札状況の分析

##### ①監察結果

高知県内事案報告書では、入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、応札・落札状況の分析に関し、以下の再発防止対策が求められている。

- 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化 など

監察の結果、月次入札状況、入札結果データ、事務所ごとの平均落札率、業者ごとの当初契約額・受注割合等のデータは、全ての事務所等でホームページ上に公開していた。

また、一部の事務所等では、一者応札や不調・不落が発生していることを踏まえ、透明性を維持しつつ、適宜事業者に対し不参加等の理由についてヒアリング等を実施していた。

各事務所等における監察結果は以下のとおりであった。

##### （近畿地方整備局和歌山河川国道事務所）

- ・ 和歌山河川国道事務所では、応札・落札状況の分析の結果、平均落札率が高水準で推移していることを踏まえ、一部の工事において実績要件の緩和を行っていた。
- ・ なお、本局では、落札状況の変化やどこの業者が入札に参加しているかなどの点を注視するとともに、競争性を確保するため、平成 25 年度から一般土木 C 等級の業者数を増加させていた。



(九州地方整備局熊本河川国道事務所)

- ・ 熊本河川国道事務所では、各業者の応札回数や落札回数などについて、日ごろから注視していた。
- ・ なお、本局では、入札・契約手続運営委員会において、管内の事務所ごとに応札・落札状況を分析し、競争性の程度を確認していた。

②今後の課題等

今後とも、入札談合の発見の端緒とする観点から、事務所ごとの応札・落札状況等のデータについて注視し、活用していくことが必要である。

また、国土交通省全体として応札・落札状況の分析を効果的に進めていくためには、事務所等における以下のような推奨事例を他の地方整備局等や事務所等に横展開していくことが重要である。

<推奨事例>

- 応札・落札状況の分析結果を踏まえた参加資格要件の検討等（近畿地方整備局、和歌山河川国道事務所）
- 事務所ごとの応札・落札状況の横断的な分析等（九州地方整備局、熊本河川国道事務所）

### Ⅲ. 推奨事例

#### (1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組

○関東地方整備局職員行動基準（関東地方整備局）

関東地方整備局では、整備局の役割や社会的要請・責務等を明らかにし、業務に対する基本理念や行動規範を明確化するため、職員自らが意見を出し合い、「関東地方整備局職員行動基準」及び「関東地方整備局コンプライアンス推進のための基本事項」を平成24年4月に策定している。

これらは、職員があるべき姿のイメージを共有することで、自律的、模範的な態度で自信と誇りを持って職務に取り組む環境づくりを促すとともに、コンプライアンス推進の憲章となっている。

#### 資料Ⅱ－1

#### 関東地方整備局職員行動基準

**関東地方整備局職員行動基準**

《基本理念》  
私たちが関東地方整備局は、国土交通省の一員として、首都中枢機能を担う関東地方において、広域的な視点に立ち、社会資本整備を通して、地域活性化を図り、災害に強い国土づくりに貢献することなどで、国民の命と暮らしを守ります。

《行動規範》  
基本理念を達成するため、業務を行うにあたり、職員がとるべき判断や行動のあり方についての基本的事項として、『行動規範』を定め、これに基づき、職員一人ひとりが自ら考え行動していきます。

《職員としての心構え》  
私たちが、国民全体の奉仕者としての立場を認識し、法令を遵守し、責任を持って行動します。  
私たちが、自己の職責を認識し、誇りと自覚を持って、常に職務遂行能力の向上に努めます。

《仕事の進め方》  
私たちが、地域の皆様からの声に耳を傾け、絶えずニーズに応える工夫を続けます。  
私たちが、積極的に情報を発信し、社会への説明責任を果たします。  
私たちが、関東地方整備局がこれまで培ってきた知識と経験を総合的に発揮し、業務改善に取り組み、迅速かつ的確に成果を出します。

《職場の環境づくり》  
私たちが、仕事と生活の調和を図り、互いに力を合わせ、生き生きと働ける職場を作ります。  
私たちが、積極的なコミュニケーションを図り、常に情報を共有して、組織で課題を解決します。



## (2) 事業者・OB との接触・対応

○建設業協会に対する協力要請（中部地方整備局高山国道事務所）

中部地方整備局では、建設業界に対して再発防止対策の趣旨・内容等及び推進計画に基づく整備局の取組を色々な機会を通じて説明・周知し、理解を求める取組を実施している。

高山国道事務所では、下呂、高山、吉城の各建設業協会に対し、意見交換会等の場をとらえてコンプライアンス推進計画の取組や事業者との接触ルール等について説明し、協力を要請している。

### 資料Ⅱ－3

コンプライアンスに係る取組についての周知



[整備局トップ](#) > [入札・契約情報](#) > [発注者綱紀保持](#) > [有資格業者の皆様へ](#)

#### 有資格業者の皆様へ

国土交通省は、平成17年に直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを受けて「[入札談合の再発防止対策](#)」を、平成19年には水門設備工事をめぐる入札談合事件を受けて「[当面の入札談合防止対策](#)」を、平成20年に地方出先機関で工事発注をめぐる職員の不正行為事件を受けて、「[当面の入札関係不祥事の再発防止対策](#)」を取りまとめました。

平成24年には、高知県内における国土交通省発注の土木工事における入札談合事案に対する改善措置要求を受けて、「当面の再発防止対策について」を緊急的に取りまとめ、同時に省内に設置した「高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」において、実態解明と再発防止対策等を検討し、平成25年3月に「[再発防止対策](#)」を取りまとめ、国土交通省を挙げて入札談合等の防止に全力で取り組んでいるところです。

中部地方整備局においては、上記の「[入札談合の再発防止対策](#)」を受け、「中部地方整備局発注者綱紀保持委員会規則」を制定して調査・審議を行う委員会を設置し、「[中部地方整備局発注者綱紀保持規程](#)」を制定して職員が遵守すべき事項を定め、また、規程等の内容を理解しやすいよう「[発注者綱紀保持マニュアル](#)」を作成しました。

平成24年には本省による「当面の再発防止対策について」を踏まえ、[コンプライアンス推進体制](#)の強化を図るため、中部地方整備局発注者綱紀保持委員会を発展的に改組・強化し、「[中部地方整備局コンプライアンス推進本部規則](#)」及び「[中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会規則](#)」を制定してコンプライアンス推進本部及びコンプライアンス・アドバイザリー委員会を設置し、年度毎に[中部地方整備局コンプライアンス推進計画](#)を策定して、全ての職員が発注事務に係る法令遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀を保持し、国民の信頼を得られるよう努めているところです。

有資格業者の皆様におかれましては、これら発注者綱紀保持の取組についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【有資格業者の皆様に関係すること】([有資格業者の皆様へお知らせ](#))

1. 執務室への出入を制限しています。
2. 職員と打合せ等を行うときは、事前に打合せの日時等を連絡していただきますようお願い申し上げます。
3. 職員に対して「[不当な働きかけ](#)（入札への参加要求、予定価格などの情報漏洩要求等）」があった場合は、その内容を公表します。

### (3) 機密情報管理の徹底

○発注者支援業務の委託先における体制の確認（旭川開発建設部）

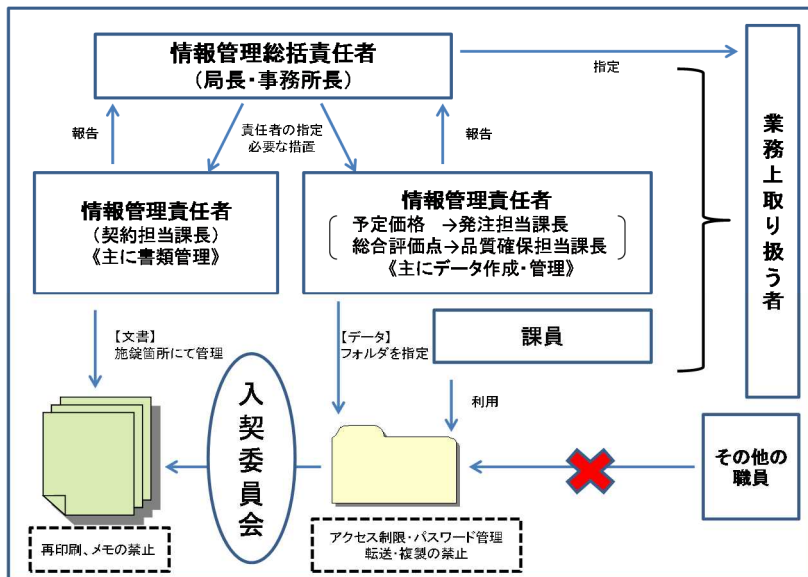
旭川開発建設部では、発注者支援業務について、年1回は委託先に赴き、鍵の管理や決められたパソコンで業務を行っているかどうかなど、秘密保持体制の確認を行っている。

○発注事務に関する情報へのアクセスログの記録（関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所）

関東地方整備局では、技術審査業務で取り扱う発注事務データについて、特定の取扱者以外にはアクセスできないよう、平成25年4月からアクセス権の設定を行っているほか、パソコン利用者の特定ができない共用IDについては平成25年6月で廃止している。

また、機密情報管理の更なる強化を図るため、平成26年度当初から発注事務に関する情報へのアクセスログ（証拠）の確認ができる仕組みを導入している。

#### 資料Ⅱ-4 発注事務に関する情報へのアクセス管理



#### アクセスログの確認





#### (4) 応札・落札状況の注視・検討

○応札・落札状況の分析結果を踏まえた参加資格要件の検討等（近畿地方整備局、和歌山河川国道事務所）

和歌山河川国道事務所では、応札・落札状況の分析の結果、平均落札率が高水準で推移していることを踏まえ、一部の工事において実績要件の緩和を行っている。また、本局では、落札状況の変化やどこの業者が入札に参加しているかなどの点を注視するとともに、競争性を確保するため、平成 25 年度から一般土木C等級の業者数を増加させている。

○事務所ごとの応札・落札状況の横断的な分析等（九州地方整備局、熊本河川国道事務所）

熊本河川国道事務所では、各業者の応札回数や落札回数などについて、日ごろから注視している。また、本局では、入札・契約手続運営委員会において、管内の事務所ごとに応札・落札状況を分析し、競争性の程度を確認していた。